◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第13号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　国際法務総合センター（仮称）A工区新営（電気設備）工事

⑶　工事場所　東京都昭島市築地町・中神町の一部

⑷　敷地面積　125,917㎡（全体敷地面積）

⑸　工事内容

ア　棟名　アジ研・法総研棟　建物用途　研修所
　構造・階数　S造9階地下1階　建築面積　2,866㎡　延べ面積　10,680㎡

イ　棟名　アジ研・法総研　物置　建物用途　物置
　構造・階数　RC造1階　建築面積　6㎡　延べ面積　6㎡

ウ　棟名　アジ研・法総研　自転車置場1　建物用途　自転車置場
　構造・階数　S造1階　建築面積　2㎡　延べ面積　7㎡

エ　棟名　アジ研・法総研　自転車置場2　建物用途　自転車置場
　構造・階数　S造1階　建築面積　4㎡　延べ面積　13㎡

オ　棟名　公安庁研修所棟　建物用途　研修所
　構造・階数　S造7階地下1階　建築面積　1,520㎡　延べ面積　5,467㎡

カ　棟名　公安庁研修所　自転車置場　建物用途　自転車置場
　構造・階数　S造1階　建築面積　6㎡　延べ面積　18㎡

キ　棟名　公安庁研修所　ごみ置場　建物用途　ごみ置場
　構造・階数　RC造1階　建築面積　6㎡　延べ面積　6㎡

ク　棟名　矯正研修所　庁舎棟　建物用途　庁舎
　構造・階数　RC造3階　建築面積　1,142㎡　延べ面積　2,857㎡

ケ　棟名　矯正研修所　研修棟　建物用途　研修所
　構造・階数　RC造5階地下1階　建築面積　1,520㎡　延べ面積　5,617㎡

コ　棟名　矯正研修所　研修寮北棟　建物用途　研修寮
　構造・階数　RC造4階　建築面積　698㎡　延べ面積　1,966㎡

サ　棟名　矯正研修所　研修寮南棟　建物用途　研修寮
　構造・階数　RC造8階　建築面積　1,370㎡　延べ面積　7,014㎡

シ　棟名　矯正研修所　体育館棟　建物用途　体育館
　構造・階数　RC造（一部S造）1階　建築面積　1,283㎡　延べ面積　1,148㎡

ス　棟名　矯正研修所　機械室棟　建物用途　機械室
　構造・階数　RC造1階　建築面積　11㎡　延べ面積　11㎡

セ　棟名　矯正医療センター　庁舎棟　建物用途　庁舎
　構造・階数　RC造4階地下1階　建築面積　2,427㎡　延べ面積　8,647㎡

ソ　棟名　矯正医療センター　エネルギー棟　建物用途　設備室
　構造・階数　RC造2階地下1階　建築面積　1,628㎡　延べ面積　4,253㎡

タ　棟名　矯正医療センター　門衛所　建物用途　門衛所
　構造・階数　RC造1階　建築面積　71㎡　延べ面積　38㎡

チ　棟名　矯正医療センター　管理・医務病棟　建物用途　庁舎・収容棟
　構造・階数　SRC造7階地下1階　建築面積　5,063㎡　延べ面積　32,197㎡

ツ　棟名　矯正医療センター　診療棟　建物用途　庁舎
　構造・階数　RC造3階　建築面積　1,697㎡　延べ面積　3,485㎡

テ　棟名　矯正医療センター　体育館棟　建物用途　体育館
　構造・階数　RC造2階　建築面積　735㎡　延べ面積　809㎡

ト　棟名　矯正医療センター　温室1　建物用途　温室
　構造・階数　S造1階　建築面積　88㎡　延べ面積　88㎡

ナ　棟名　矯正医療センター　マニホールド室　建物用途　マニホールド室
　構造・階数　RC造1階　建築面積　13㎡　延べ面積　13㎡

ニ　工事種目　電灯設備一式、動力設備一式、受変電設備一式、発電設備一式、通信設備一式、昇降機設備一式

ヌ　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）

⑹　工期　平成28年12月22日まで

⑺　使用する主要な資機材
　66kV特別高圧配電盤一式（変圧器容量約5,000kVA×2）、6.6kV高圧配電盤一式　5箇所（総変圧器容量約10,000kVA）、自家発電機一式　5箇所（総容量約11,000kVA）、直流電源装置一式　5箇所（総容量約1,300Ah）

⑻　本工事は、工事施工期間中における施工計画等の技術的提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）又は次の⑴、⑵及び⑷の条件を満たしている単体有資格者であること。

⑴　共同企業体の全ての構成員又は単体有資格者

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

イ　本工事の業種区分（電気工事）において、法務省の平成25・26年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ウ　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記1に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。）でないこと又は当該受注業者（協力事務所を含む。）と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

オ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

カ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2⑴イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

キ　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

⑵　共同企業体の代表者である構成員又は単体有資格者

ア　法務省の平成25・26年度における電気工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,100点以上であること。